

別所地区 市政懇談会資料

令和2年10月25日

市政懇談会出席者一覧（別所地区）

役 職	氏 名
市 長	<small>なか た かず ひこ</small> 仲 田 一 彦
副 市 長	<small>おお にし ひろ し</small> 大 西 浩 志
副 市 長	<small>ごう だ ひとし</small> 合 田 仁
教 育 長	<small>にし もと のり ひこ</small> 西 本 則 彦
市民生活部長	<small>やす ふく しょう じ</small> 安 福 昇 治
産業振興部長	<small>よ くら ひで あき</small> 與 倉 秀 顕
都市整備部長	<small>ます だ ひで なり</small> 増 田 秀 成

地区からの意見・提言

別所地区

	意見・提言の内容	回答者
1	ソーラーパネル等施設設置者への規制、指導について	都市整備部長
2	別所小学校北側の太陽光発電所計画を行政指導で中止にできないか	
3	太陽光発電設備設置と自然環境の調和(里山保全)に関する条例の制定について	
4	東播磨南北道八幡北ランプ完成による交通量増加による交通安全対策	市民生活部長
5	三木市南西部の県道513号線を含む道路整備について	都市整備部長
6	長治川流域の治水対策	都市整備部長
7	急傾斜地崩壊危険箇所、土砂災害警戒区域への防災対策	都市整備部長
8	過疎化に伴う自治会役員不足	都市整備部長
9	旧三木飛行場跡の開発推進	都市整備部長
10	三木鉄道跡地のサイクリングロードとしての整備 愛宕山古墳に至る市道の遊歩道としての整備	都市整備部長

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	別所地区	
意見・提言	1 2 3	ソーラーパネル等施設設置者への規制、指導について（石野） 別所小学校の太陽光発電所計画を行政指導で中止できないか（西這田北、西這田南、東這田） 太陽光発電施設と自然環境の調和（里山保全）に関する条例（興治）
<p>(内容)</p> <p>ソーラーパネル、またその他の生産設備が設置したいとの話が時々あり、そのときに、雨水等の排水をどうするかが必ず問題になる。</p> <p>設置業者は、敷地の排水出口までで、以降は既設排水路を使用することとなるが、既設排水路の排水能力がどの程度あるのか疑問がある。</p> <p>高電圧設置となればなおさらで、低圧用であっても同じようなことが言える。</p> <p>業者から設置届等があれば、総合的に周囲の環境がどうなのかを見て規制・指導を行っていただくとともに市の条例制定等により指導強化もお願いしたい。</p> <p>その他、下記の項目についても同様に規制等を行っていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・斜面地の開発 理由:地滑り・土砂崩れ等防災のため ・教育施設(子供園等含む)・介護施設・民家の隣接地の開発・設置 理由:生活環境保全のため <p>7月4日に地区住民・東這田役員・西這田南役員参加の集会で太陽光発電所施設反対の決議がされた</p> <p>反対理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1万5千㎡もの造成で地質変更され地すべり、水害が心配され 		

る。排水路が無いので現在でも私有地を流れ町公民館に流れている。大雨時には別所公民館西の道路に流れ県道まで流れている。通学路もあり危険である。

- ・小学校に隣接している場所であり反射光も心配である。
 - ・太陽光発電所の保守管理に多量の除草剤等が使われる。水は最終、農水路から承水路をへて別所第 4 機場に流れ農業用水になる。作物の品質に影響する。
 - ・ソーラーパネルの飛来、破損等が考えられダイオキシン問題もある。
 - ・保証云々と言ったとき会社が転売されていたりする。何より民家がすぐ近くにあり危険である。
- 県条例で 1 万㎡の森林伐採はできないとあるが。
2 社で申請すれば合わせて 2 万㎡が可能。そうであれば無限大に可能ではないか。
県条例の景観との調和①不適、条例の②も不適④も不適である。
三木市環境保全条例 19 条協議もするのではなく不法であるので中止してほしい。

平成 24 年に固定価格買取制度が開始されて以降、太陽光発電施設の導入容量・件数が急速に増加してきましたが、不十分な設計・施工の事例や、立地地域でのトラブル、山林伐採による自然破壊、事業終了後のパネル放置に係る懸念等が全国的な課題となっています。

三木市においても例外ではなく、興治地区内では従前から散見されるヤード・産業廃棄物処理場に加え、投資目的にした大規模な太陽光発電設備により緑豊かな里山環境の破壊が進み、地元自治会としても憂慮している。また、2018 年 7 月の豪雨(7/5~7/3 日間で 399.5)では太陽光発電設備敷地の盛土部分が崩落し神戸市との境界を流れる草谷川をせき止める事故も発生している。災害防止自然環境の保全などの観点から、発電出力 10 キロワット以上の地上に設置する施設について、適正な設置及び維持管理が担保出来る施設のみ認めることで、市民の安全・安心な生活環境との調和を図り、魅力ある地域社会の実現を目的として、自然環境の

保全を図るための条例の制定を提言いたします。

この度の別所小学校に隣接する里山を破壊する行為は、既存の「兵庫県太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例」では対応できず、現状の緑豊かな環境を保護することは到底かないません。

別所地区に限らず三木市の将来の為に、後悔しないためにも、是非検討推進をお願いいたします。

【参考条例】

北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例・・・令和元年7月3日公布

北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する条例施行規則
北杜市太陽光発電設備設置と自然環境の調和に関する指導要綱

回 答

(担当課) 都市整備部 建築住宅課

兵庫県には「太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例」があり、届出制度ではありますが施工や防災上の基準を設けることにより粗悪な施設設置を防止しております。

今回お話に出ております太陽光発電施設につきましては届出受理から市役所内部の関係課や県の太陽光担当部署との協議をはじめ地元区長様からのご意見がある都度、関係部署との情報共有を行い対応しております。今回の予定地につきましては県条例で太陽光発電設置を禁止している、災害危険区域、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域や土砂災害警戒区域等には該当せず、保安林などの規制もない山林です。2社が太陽光発電を予定しているとの情報もありますが、2社の施工面積を合算することにより、他法令の申請が適用されるのかを県に確認したところ、事業者が異なり施工の時期もずれ、設備もそれぞれ独立しているのであれば別の工事としての取扱いになるとの回答でした。

太陽光発電施設について北杜市をはじめ太陽光発電施設等の設置について条例等を策定されている他県、市町の内容を参考にし県と協調しながら適切な施設となるよう事業者へ指導助言をおこないたいと考えておりますとともに、ご提言の条例化については関係法令とも照らし合わせて慎重に検討します。

なお、今回の事業者に確認しましたところ地元区長様からの要

望を考慮した設計変更を行い、その説明を地域のみなさまにする
予定で日程調整を区長様にお願いしているとの事でした。地元の
要望に配慮した施工となるよう事業者との協議をおこなっていた
だきます事をお願いいたします。

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	別所地区	
意見・提言	4	東播磨南北道八幡北ランプ完成による交通量増加による交通安全対策について (下石野)
(内容)		
2021年完成予定の東播磨南北道八幡北ランプ入口工事等に伴い、下石野地区中央部を南北に走る幅員の狭い市道が、県道加古川・三田線と県道18号線の抜け道になっており、特に通勤時間帯の交通量が急激に増加している。		
回答	(担当課) 市民生活部 生活環境課 都市整備部 道路河川課	
<p>要望の市道につきましては、三木鉄道の廃止により高架線路が撤去されたことに伴い平成24年、40kmの速度規制がされました。その際には、速度抑止啓発電柱幕を設置し、その後更新をいたしました。これで、県道加古川小野線から県道加古川三田線までの間がすべて40kmの速度規制になっています。平成26年度に30kmへの規制強化について要望がありましたが、現在警察庁の規制基準では30kmへの規制は学校や福祉施設の周辺などごく限られた区域に限定され、それ以外での適用は困難になっています。</p> <p>また、三木鉄道廃止の数年後に県道加古川三田線と県道18号線の抜け道対策として、県道加古川三田線から下石野への交差点に「生活道路につき通り抜けご遠慮ください」の看板を設置いたしましたが、東播磨南北道などの工事も本格化し交通状況も変わってきていると考えています。</p> <p>今後については、通り抜けの車両が減少する方向に寄与すると考えられる事業として、</p> <p>① 宗佐交差点の右折レーン等の整備を含めた改良工事</p> <p>② 下石野と隣接する加古川市域の三木鉄道跡地を県道宗佐土山線に接続する道路改良工事</p> <p>などを県と市により進めてまいります。</p> <p>下石野地区内道路において、通勤時間帯に担当者が確認を行っており、通り抜けと思われる車両が多いとのご指摘の状況は確認</p>		

できませんでしたが、上記の工事の進捗や工事完成後の交通状況により、通り抜け車両の減少がみられない場合は、地域とご相談しながら必要な対策について検討してまいります。

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	別所地区	
意見・提言	5	三木市南西部の県道513号線を含む道路整備について（興治）
<p>（内容）</p> <p>県道513号線は播磨南西部と三木市内及び国道175号線を結ぶ重要幹線であるにもかかわらず、国道175号線接続部分は狭窄状態のまま解消されず別所地域における三木環状としての機能を果たしていない。このような状態を解消するため下記2点の検討を要望する。</p> <p>① 県道513号線の稲美町と境界から北行き路線部分について、路面補修、道路拡幅又はバイパス整備の検討。</p> <p>② 175号線への迂回ルートとして大山バイパス交差点から県道への市道拡幅工事の再検討。なお、地元として二股池敷地の道路拡幅用地の無償提供を協力します。</p>		
回 答	（担当課）都市整備部 道路河川課	
<p>① 現在、県道513号線の稲美町と境界から北行の部分について道路整備計画はございませんが、その間には、2車線の市道興治相野線が通っています。この道路が県道三木環状線の狭隘部分の代替機能を果たしていると考えています。</p> <p>県道三木環状線の狭隘部分の路面補修等について、加東土木事務所へ要望してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>② 市では、現在、市道岩宮大村線などの外環状道路の整備を進めています。今後においては、通学路の安全確保や交通渋滞の解消に向けた事業並びに都市計画道路の整備などの取り組みを進めたいと考えており、ご要望の道路の拡幅工事等の予定はありません。道路拡幅用地として二股池の用地提供の申し出もいただいていることから、交通の状況（交通量や渋滞状況等）を見ながら整備について検討していきたいと考えます。</p> <p>なお、当地域の道路事業全体を考えた場合、地域のご要望もある「国道175号と県道三木環状線の小林交差点の整備」の重要</p>		

度が高いと判断しており、県事業ではあるものの事業推進に向けて市も県に協力していきたいと考えています。
ご理解いただきますようお願いいたします。

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	別所地区	
意見・提言	6	長治川流域の治水対策（東這田）
<p>(内容)</p> <p>①長治川下流域の土砂を撤去してほしい。 無理なら最低、葦だけでも刈り取りできないか。</p> <p>②長治川上流域の土砂撤去をしてほしい。 3月末ごろ、一部撤去していただいたが、残りも早急に撤去してほしい。</p>		
回 答	<p>(担当課) 都市整備部 プロジェクト推進課 都市整備部 道路河川課</p>	
<p>① 下流域の管理者である兵庫県に確認したところ、「11月以降に、流水を阻害している立木については伐採し、堆積土砂については、川の水がスムーズに流れるよう滞筋を河川中央に寄せるなどの対策を行います。」とのことでした。</p> <p>河川に異常等を発見された場合には、県に直接ご連絡いただくか、市に連絡いただければ県へ伝えます。</p> <p>② 上流域につきましては、市において、今年3月中旬から4月上旬にかけて、在田寺（ありたじ）付近から上流約150mの区間で堆積していた土砂を撤去しました。</p> <p>さらに上流側は、現地を確認しましたが、直ちに土砂の撤去が必要な堆積は確認されませんでした。引き続き、土砂の堆積状況を確認し、堆積が進めば、県管理の下流側とバランスをとりながら河川全体で計画的に撤去するよう調整してまいります。</p> <p>市でも確認していきますが、降雨後などに急激に堆積がみられた場合には、ご連絡いただきますようお願いいたします。</p>		

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	別所地区	
意見・提言	7	急傾斜地崩壊危険箇所、土砂災害警戒区域への防災対策（正法寺）
<p>(内容)</p> <p>市内全ての危険箇所を対策工事により安全な状態にしていくためには、莫大な時間と費用が必要となりますが、上記のような区域指定だけに終わらず、兵庫県や神戸森林事務所など、関係機関との連携を図り、抜本的な防災対策が実施されるよう特段のご配慮をお願いします。</p>		
回 答	(担当課) 都市整備部 プロジェクト推進課	
<p>土砂災害から国民の生命及び身体を保護することを目的に、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」が施行され、土砂災害のおそれのある区域についての危険周知、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等のソフト対策が、全国的に推進されています。</p> <p>この法に基づき、県は市内において「土砂災害警戒区域」を265箇所、「土砂災害特別警戒区域」を152箇所、指定しました。</p> <p>これらを踏まえ、土砂災害の発生のおそれのある区域を広く住民に知っていただき、土砂災害が発生するおそれがある場合等における速やかな避難行動を促すため、市ではハザードマップの更新を今年度行う予定です。その他、住民の避難行動を支援する土砂災害警戒情報や、土砂災害に関する避難勧告等の情報が土砂災害警戒区域内の住民等に確実に伝わるよう、三木安全安心ネット、SNS、緊急速報メールやエリアメールなどによる情報発信に取り組んでいます。</p> <p>一方で、法枠などの構造物を設置するハード対策については、本来、がけ地の土地所有者が個々の責任において対策工事を実施すべきものです。なお、個人地内に待受擁壁などの構造物を設置する場合には、土地所有者の代わりに県が対策工事を行い、工事費の一部を地元を負担していただく「急傾斜地崩壊対策事業」という制度がございます。その場合は、制度の適用可否など、県への問い合わせ</p>		

せ及び調整を行ってまいります。

また、正法寺山国有林を管轄する林野庁兵庫森林管理署にも伺ったところ「兵庫森林管理署では、森林の状況確認のため定期的なパトロールに加え、集中豪雨等の異常気象が発生した場合も、臨時にパトロールを行っております。現在のところ国有林内において崩壊や崩壊の兆しなど異常がないため、国有林の崩壊を防ぐ工事の計画はありませんが、パトロールを継続し、異常が確認された場合は、工事を計画するなど速やかに対処します。」と回答がありました。

斜面に亀裂や湧水などの異常等を発見した場合には、市に連絡いただければ兵庫森林管理署へ対策を要請するなど緊密に連携を図ってまいります。

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	別所地区	
意見・提言	8	過疎化に伴う自治会役員不足（相野）
<p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在住民戸数が31戸ありその内他地区で住まわれている方が7戸、高齢者が7戸あり現実17戸で運営している。 17戸の内5年後75歳以上が6戸ある。 ・役員が12名(区長、副区長、会計、農会長、民生、民生協力、社教、青少年健全、自主防災、スポーツ、衛生、補導)が必要。(補導は花尻地区と交互) ・高齢化で運営人数が減少と新規入会が見込めない。 ・農業従事者、農業担い手以外でも現状の宅地であれば住めるようにできないか。(市街化調整区域での住宅建設) 		
回答	(担当課) 都市整備部 建築住宅課	
<p>市街化調整区域については市街化を抑制する区域であり、都市計画法により自然環境や農業などを保全するため、原則として開発行為、建築行為は禁止されています。</p> <p>市街化調整区域の土地活用を目的とした特別指定区域制度もありますが、平成25年に相野地区において説明会を行った結果、地区からの指定についての要望がなかったため、特別指定区域の指定がなされていません。あらためて指定についての要望がありましたら制度の説明にお伺いします。</p>		

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	別所地区	
意見・提言	9	旧三木飛行場跡の開発推進依頼（相野）
<p>(内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2年前も依頼しましたが今回も議題に挙げさせていただきます。理由として農地転用が毎年起こっていて雑収地が増えている。高齢で農業放棄し雑草地も増えている。雑収地が増えれば雨水が下流に流れる量が増える。 ・高齢化が進みそして担い手がないので農地を持っていても負担がかかる。 ・開発地の候補として掲げてもらうことは可能か。 		
回 答	<p>(担当課) 都市整備部 建築住宅課 都市整備部 都市政策課 産業振興部 農業振興課 農業委員会事務局</p>	
<p>前回同様の回答となりますが、当用地は農振農用地区域で農業を営む地域であり、すでに工場が建っている部分は外されているとはいえ残された農地を開発地の候補として掲げることは難しい状況です。</p> <p>なお、ご意見でありました農地転用ですが、平成30年は6件（計20,640㎡）、令和元年は0件、令和2年については9月末までに1件（2,976㎡）となっており、転用の目的は露天駐車場や資材置場で建築を目的としたものではありません。</p>		

市政懇談会 意見・提言に対する回答

地区名	別所地区	
意見・提言	10	三木鉄道跡地のサイクリングロードとしての整備、愛宕山古墳に至る市道の遊歩道としての整備について（下石野）
<p>(内容)</p> <p>三木鉄道跡地をサイクリングロードとして整備の予定はどうなっているのか。また、厄神駅までの跡地をサイクリングロードとして延長、合せて別所ふるさと交流館、愛宕山古墳群等関連施設の有効利用は考えているのか。</p>		
回答	(担当課) 都市整備部 道路河川課	
<p>三木鉄道の跡地（別所ゆめ街道）については、昨年度、兵庫県サイクルツーリズムの「東播磨・北播磨地域のモデルルート」の一翼を担うこととなり、また、三木市の自転車ネットワーク整備計画にも位置付けていることから、今年度から来年度にかけて舗装や安全看板等の整備を進めていく予定としています。</p> <p>加古川市域については、加古川市より「現時点において、鉄道跡地の整備予定は無い」と、聞いています。このため加古川市域の厄神駅までのサイクリングロードの整備は困難な状況です。</p> <p>一方、今年度、市では、「自転車ネットワーク整備計画」の上位計画となる「三木市自転車活用推進計画」の策定を進めています。これは自転車の更なる利活用を促進するため観光資源との連携なども含めた計画で、その計画の中で、愛宕山古墳群等の地域資源・観光資源などを有効活用できないか検討をしていきたいと考えています。</p>		

<メ モ>

A series of horizontal dotted lines for handwriting practice, consisting of 20 lines.